

7 特別支援教育編

新学習指導要領においては、特別支援教育に関する記述を充実してあります。その中から、各学校で確認いただきたい事柄について、小学校（中学校）学習指導要領から抜粋してまとめてみます。

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。(P20(1)で解説)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。(P21(2)①で解説)

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。(P22(2)②で解説)

(1) 児童の障がいの状態等に応じた指導の工夫

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

○ 障がいの種類や程度を的確に把握したうえで、障がいのある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。

その際、障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるものではありません。児童一人一人の学習上又は生活上の困難は異なることに十分留意し、指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

○ 学校全体の特別支援教育の体制を充実させる必要があります。その際、児童の障がいの状態等に応じた指導を充実させるために、特別支援学校等に専門的な助言又は援助を要請する等して、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があります。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程

学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の基本的な考えを2つ示してあります。

① 自立活動の実施

特別支援学級においては、次のように、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

- 自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて展開する必要があります。
- 自立活動の目標は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことであり、単なる教科の補充をするのは自立活動ではないことに留意する必要があります。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」で具体的な指導目標や指導内容を設定するまでの観点、及び多様な障がいに対する指導例の解説を充実させているので参照してください。

『自立活動』とは？

○自立活動の目標:個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

○児童生徒が「自立活動」を通して、自身の障がいによる学習上又は生活の上の困難を改善・克服する力を身に付けることで、授業の理解が進んだり、学級活動・部活動等における人間関係が円滑になったりする等、より充実した学校生活を送ることができるようになることを目指している。



○ 自立活動の内容（6区分27項目）は次のとおりです。

区分	項目
1健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※アンダーライン：今回変更箇所

② 各教科の目標及び内容の変更

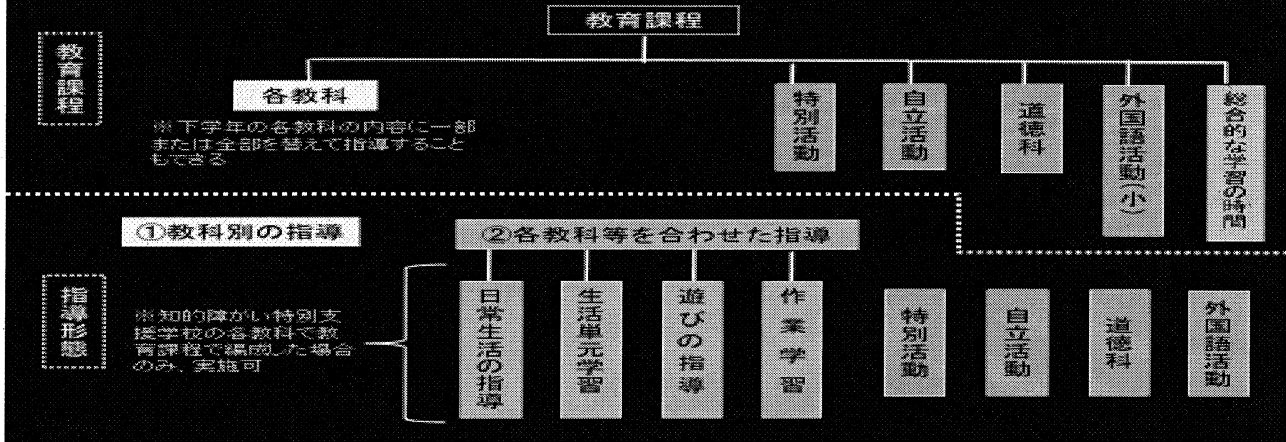
学習指導要領には、次のとおり、児童の障がいの状態等を考慮のうえ、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にして、下学年の教科に替えたり、学校教育法施行規則を参考にして、知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりすることを規定しています。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

- 特別支援学級は小中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。
- また、通常の学級と同様、小中学校それぞれの各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、取り扱うことが前提であることを踏まえる必要があります。
- 各教科等を替える場合には、保護者等への説明責任や、指導の継続性の担保の観点から、その規定を参考にした理由を明らかにする必要があります。
- そのうえで、児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極め、各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成することになります。

特別支援学級の教育課程の構造

(知的障がいがあり、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にした場合の例)



(3) 通級による指導における特別の教育課程

通級のことについては、学習指導要領に次のように書いてあります。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

- 通級による指導では、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、児童一人一人の障がいの状態等の把握に基づいた個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定めて指導を行うことを述べた規定が新たに加われました。
- なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176条)により、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導ができると解釈されないように改正されました。各教科の内容を取り扱う場合でも、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されました。

通級による指導の授業時数

障害の種類	標準年間指導時間
LD・ADHD	年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)
他の障がい種	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)

※ LD・ADHDのある児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間(月1単位時間程度)が下限とされています。